

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信／国内／債券／MMF
信託期間	無期限(2002年10月24日設定)
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、元本の安全性に配慮しつつ、安定した収益の確保をめざします。
主要運用対象	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。
主な組入制限	外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとし、投資割合には制限を設けません。
分配方針	毎日決算を行い、日々の収益(元本超過額)の全額を分配します。原則として収益分配金は、毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。

※当ファンドは、課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

運用報告書(全体版)

S - MMF

(スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)

《2016年3月》(2015年9月30日～2016年3月30日)

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お手持ちの「S - MMF(スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)」の2015年9月30日から2016年3月30日までの決算分につき、運用状況と分配金などをまとめてご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
URL:<http://www.am.muftg.jp/>

本資料の記載内容に関するお問い合わせ先

お客さま専用フリーダイヤル TEL. 0120-151034

(9:00～17:00、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

お客さまのお取引内容につきましては、お取り扱いの販売会社にお尋ねください。

◆ 目 次

S-MMF (スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)のご報告

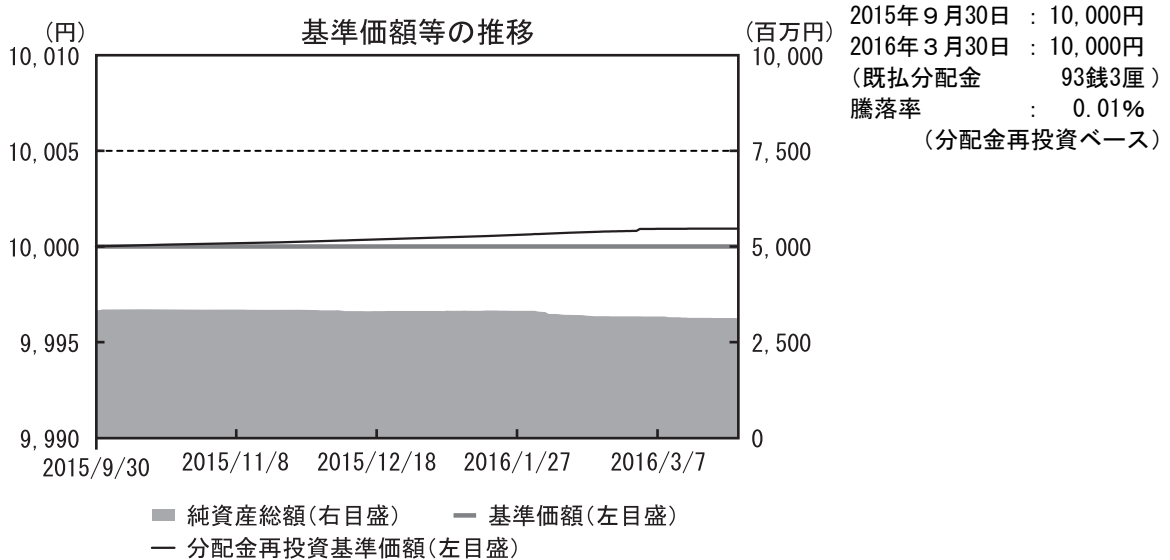
◇運用経過	1
◇今後の運用方針	3
◇1万口(元本1万円)当たり分配金(2015年9月30日から 2016年3月30日まで)のお知らせ	4
◇資産・負債・元本及び基準価額の状況	4
◇売買及び損益の状況	5
◇自社による当ファンドの設定・解約状況	5
◇組入資産の明細	5
◇格付別組入資産の純資産総額に対する比率	6
◇1万口当たりの費用明細	7
◇お知らせ	7

運用経過

当作成期中の基準価額等の推移について

（2016年3月：2015/9/30～2016/3/30）

基準価額の動き	基準価額は当作成期首に比べ0.01%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。
---------	---



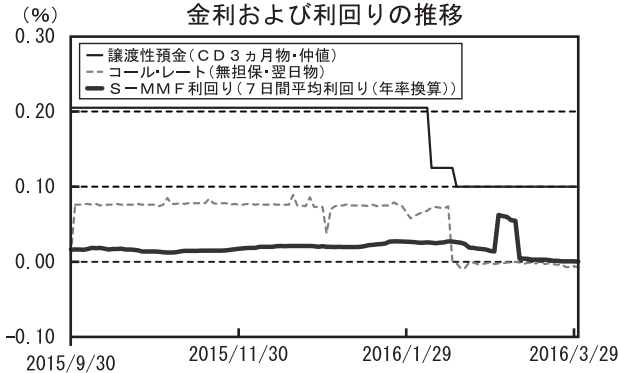
- ・分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すもので、お客さまの損益の状況を示すものではない点にご留意ください。

基準価額の変動要因

上昇要因	国庫短期証券やコマーシャル・ペーパーへの投資を通じて、利子等収益が積み上がったことが基準価額の上昇に寄与しました。
------	---

投資環境について

(2016年3月：2015/9/30～2016/3/30)



◎国内短期金融市場

当作成期の短期金融市場を見ると、日銀はマネタリーベースを操作目標として金融市場調節を行いました。2016年1月末に日銀は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定し、マイナス金利の適用は2月16日からとしました。これを受けて、コール・レート（無担保・翌日物）は2月15日まで安定的に推移していましたが、翌日以降ゼロ近辺で推移し、3月30日のコール・レートは-0.007%となりました。

当該投資信託のポートフォリオについて

当ファンドの運用にあたっては、元本の安全性と流動性に配慮し、国庫短期証券やコマーシャル・ペーパーを組み入れ、余裕資金は現先やコール・ローン等の短期金融商品で運用を行い、安定した収益の確保に努めました。その結果、利子等収益が積み上がり、基準価額（分配金再投資ベース）は上昇しました。

当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドは、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、元本の安全性に配慮しつつ、安定した収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは連動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

分配金について

当ファンドは、毎日決算を行い、日々の収益（元本超過額）の全額を分配します。原則として収益分配金は、毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。当作成期間の分配金は、1万口（元本1万円）当たり93銭3厘（年率0.018%）となりました。

今後の運用方針

◎運用環境の見通し

国内景気は緩やかな回復局面に向かうものと思われませんが、デフレ脱却に向けて日銀は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策」を当面維持することが見込まれます。そうした環境下、短期金利は極めて低位での推移になるものと予想しています。

◎今後の運用方針

引き続き短期金融商品を中心に投資することで、元本の安全性と流動性を最重視した運用を継続する方針です。

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

○1万円(元本1万円)当たり分配金(2015年9月30日から2016年3月30日まで)のお知らせ

年 月	1 万 口 当 たり 分 配 金				
	税 込 み	所 得 税	地 方 税	源 泉 税 合 計	お 手 取 り 額
2015年10月	13銭4厘	2銭	6厘	2銭6厘	10銭8厘
11月	12銭6厘	1銭9厘	6厘	2銭5厘	10銭1厘
12月	17銭1厘	2銭6厘	8厘	3銭4厘	13銭7厘
2016年1月	18銭7厘	2銭8厘	9厘	3銭7厘	15銭
2月	19銭2厘	2銭9厘	9厘	3銭8厘	15銭4厘
3月	12銭3厘	1銭8厘	6厘	2銭4厘	9銭9厘

(注) 上記期間の分配金は各月における前月最終営業日から当月最終営業日の前日までの合計。

※ 上記期間のお手取り分配金は、各月の最終営業日に皆様の口座に繰り入れて再投資いたしました。なお、上記期間内の途中でご購入付けの場合は、ご購入付け日から各期間の末日までの分配金合計から、源泉税額を差し引いた額が再投資額となります。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者が支払いを受ける収益分配金については利子所得として課税され、原則として、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) の税率で源泉徴収されます。法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

○資産・負債・元本及び基準価額の状況

(2016年3月30日現在)

資 産 ・ 負 債 ・ 元 本 及 び 基 準 価 額 の 状 況											
資 産						合 計	負 債	純資産総額		元 本	1 万 口 当 たり 基 準 価 額
公 社 債		その他有価証券		コール・ローン等 そ の 他 資 産				外貨建 純資産 比 率	元 本		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率			金 額	比 率
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円
-	-	-	-	3,123	100.0	3,123	0.038414	3,123	-	3,123	10,000

(注) 比率は投資信託財産総額(3,123百万円)に対する比率です。

(注) 3月30日現在における次期繰越金は0.216千円です。

(注) 3月30日現在における先物取引の取引残高はありません。なお、3月30日現在における外国為替予約の未決済残高はありません。

<注記事項>

作成期首(前作成期末)元本額 3,334,001,333円
 作成期中追加設定元本額 146,424,159円
 作成期中一部解約元本額 357,024,849円
 また、1口当たり純資産額は当作成期間末1.0000円です。

○売買及び損益の状況

(2015年9月30日から2016年3月30日まで)

組入有効証券の売買状況				先物取引状況				損益の状況		
買付		売付		買建		売建		運用損益	信託報酬	収益分配金
公社債	その他有効証券	公社債	その他有効証券	新規買付額	決済額	新規売付額	決済額			
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円
18,404	841	17,004	130	—	—	—	—	410	103	306
<5,701>	<279>	(3,550)	(962)							
		<4,701>								

(注) 公社債の買付、売付は受渡代金(経過利子は含まれておりません。)で、現先による金額を含めております。また()内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

(注) 3月30日現在における先物取引の取引残高はありません。

(注) 組入有効証券の売買状況および先物取引状況の< >内は利害関係人との取引金額です。

*利害関係人とは投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券です。

<当作成期間中の分配金の計算過程>

日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当作成期間に係る分配対象収益の合計額は307,072円、分配金額の合計額は306,856円です。

○自社による当ファンドの設定・解約状況

作成期首残高(元本)	当作成期設定元本	当作成期解約元本	作成期末残高(元本)	取引の理由
百万円	百万円	百万円	百万円	
2,020	0	—	2,020	当初設定時における取得

○組入資産の明細

(2016年3月30日現在)

公社債の組み入れはありません。

○格付別組入資産の純資産総額に対する比率

(2016年3月30日現在)

公 社 債		短 期 金 融 資 産	
格 付	組入比率 (%)	格 付	組入比率 (%)
AAA	—	A-1	10.9
AA	—	A-2	—
A	—	A-3	—
BBB	—	NR	—
BBB-	—	その他資産	89.1
BB以下	—		
A-相当以上 (満期保有目的債券)	—	A-2相当以上	—
BBB相当以上	—		
国債、政府保 証債、地方債	0.0		
合 計	0.0	合 計	100.0

(注) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率（現先取引による保有分を含む）。

(注) 公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したものの、「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。

(注) その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。

(注) 格付は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）の4社のうち、最も低い信用格付を採用。

○ 1 万口当たりの費用明細

(2015年9月30日～2016年3月30日)

項 目	作成期間		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	円	%	(a) 信託報酬＝作成期間に発生した信託報酬額÷作成期間の平均受益権口数
(投 信 会 社)	0.31	0.003	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
(販 売 会 社)	(0.07)	(0.001)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
(受 託 会 社)	(0.22)	(0.002)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(0.02)	(0.000)		
(b) そ の 他 費 用	0.01	0.000	(b) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数
(監 査 費 用)	(0.01)	(0.000)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
合 計	0.32	0.003	
作成期間中の平均基準価額は、10,000円です。			

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、簡便法により算出した結果です。

(注) 消費税は報告日の税率を採用しています。

(注) 各金額は項目ごとに小数第2位未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

*三菱UFJ国際投信では本資料のほかに当ファンドに関する情報等の開示を行っている場合があります。詳しくは、取り扱い販売会社にお問い合わせいただくか、当社ホームページ (<http://www.am.mufg.jp/>) をご覧ください。

[お 知 ら せ]

①当ファンドは、2016年4月28日に繰上償還となる予定です。

②個人受益者は、収益分配金ならびに償還時の差益（譲渡益）に対し、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で課税されます。法人受益者は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。